

○南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第117号

改正 平成19年3月30日規則第10号

平成23年3月30日規則第20号

平成24年2月17日規則第3号

平成24年3月30日規則第16号

平成24年11月20日規則第51号

平成26年1月31日規則第1号

平成28年3月31日規則第25号

平成29年3月29日規則第11号

平成29年9月13日規則第33号

令和3年10月27日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第166号。以下「条例」という。）第11条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験入居の資格)

第2条 市内で新規に就農しようとする者で、南房総市三芳新規就農支援施設（以下「支援施設」という。）に試験入居を希望するものは、新規就農資格認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に就農計画書（別記第2号様式）及び履歴書を添えて市長に提出して、適当である旨の認定を受けなければならない。

(認定)

第3条 市長は、申請書の提出があったときは、南房総市新規就農資格認定基準（平成18年南房総市告示第88号）により審査し、適当である旨の認定の可否を決定するものとする。この場合において市長は、南房総市担い手総合支援協議会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、南房総市担い手総合支援協議会の意見を聴くに当たり、南房総市担い手総合支援協議会が必要に応じて行う面接及び必要な書類等の提出要求に協力するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により審査した結果、適当と認めるときは、新規就農認定書（別記第3号様式）を交付するものとする。また、適当と認めない者には、認定新規就農者不認定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第4条 第2条の認定を受けた者（以下「南房総市認定新規就農者」という。）は、毎年12月末日現在で、翌年の2月末日までに、経営状況報告書（就農計画書（別記第2号様式）を用い、同計画4の表を朱2段書きに実績を記入する。この場合、「計画」を「実績」と読み替えるものとする。）を市長に提出しなければならない。ただし、南房総市新規就農資格認定基準第5ただし書の規定による南房総市認定新規就農者は、同計画3の（2）表を朱2段書きに実績を記入すること。

- 2 市長は、前項の報告書を審査し、基準に満たない場合は、南房総市認定新規就農者の認定を取り消すことができる。

（試験入居資格の消滅）

第5条 認定新規就農者が次の各号のいずれかに該当するときは、試験入居資格は消滅する。この場合において、市長は、認定新規就農者資格終了通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

- (1) 認定を受けた日から3年を経過したとき。
- (2) 前条第2項により認定を取り消されたとき。
- (3) 不正の行為によって試験入居したことが明らかになったとき。
- (4) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 入居可能の日から15日以内に入居しないとき。

（試験入居の決定）

第6条 認定新規就農者で試験入居を希望する者（以下「試験入居希望者」という。）は、南房総市三芳新規就農支援施設試験入居申込書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により試験入居の申込みをした者を入居者として決定したときは、南房総市三芳新規就農支援施設試験入居者決定通知書（別記第7号様式）により試験入居希望者に通知するものとする。ただし、試験入居希望者の数が支援施設の戸数を超える場合は、試験入居希望者が行うくじにより決定する。

（試験入居候補者）

第7条 市長は、前条に規定するくじにより、試験入居者のほかに入居順位を定めて、必要と認める数の試験入居候補者を定めることができる。

2 市長は、支援施設に空きが生じたときは、前項の試験入居候補者から入居順位に従い試験入居者を決定し、前条第2項の規定により通知するものとする。

（同居の承認）

第8条 試験入居者は、入居に際し親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（使用料の納付）

第9条 市長は、試験入居者が入居可能の日から第21条第2項から第4項までの規定による明渡しの期限として指定した日の前日まで、又は明渡しのあった日のいずれか早い日までの間の使用料を徴収する。納期は、翌月の15日までとする。

（使用の許可の取消しの申請）

第10条 試験入居者は、支援施設の使用の許可を取り消そうとするときは、南房総市三芳新規就農支援施設使用許可取消申請書（別記第8号様式）に交付を受けた南房総市三芳新規就農支援施設試験入居者決定通知書（別記第7号様式）を添え、市長に申請し、許可を受けなければならない。

（使用料の減免）

第11条 支援施設の使用料の減免を受けようとする者は、南房総市三芳新規就農支援施設使用料減免申請書（別記第9号様式）を市長に提出して申請し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、南房総市公の施設等の使用料に係る減免基準を定める規則（平成23年南房総市規則第1号）に基づき、その可否を決定す

るものとする。

(修繕費用の負担)

第12条 次に掲げる施設等（給水栓、点滅器及び附帯施設の構造上重要でない部分を除く。）の修繕に要する費用は、市の負担とする。

- (1) 施設の構造耐力上主要な部分（家屋の壁、基礎、土台、柱、床、梁、屋根及び階段）
- (2) 市が管理する給水施設、排水施設（合併処理浄化槽を含む。）、電気施設、ガス施設

2 前項各号に掲げるものを除き、支援施設の修繕に要する費用は、試験入居者の負担とする。

3 試験入居者の責めに帰すべき事由によって、第1項各号に掲げる施設等の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、試験入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(費用負担義務)

第13条 次に掲げる費用は、試験入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 敷地内の樹木の管理及び除草に要する費用
- (4) 給水施設及び排水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用（合併処理浄化槽の汚泥のくみ取りに係る費用を除く。）

(保管義務)

第14条 試験入居者は、支援施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならない。

第15条 試験入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第16条 試験入居者は、支援施設を引き続き15日以上使用しないときは、市長にその旨を届出をしなければならない。

第17条 試験入居者は、支援施設を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡

してはならない。

第18条 試験入居者は、支援施設を住宅以外の用途に使用してはならない。

第19条 試験入居者は、支援施設を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易であり、かつ、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、試験入居者が支援施設を明け渡すときは、試験入居者の費用により、原状回復又は撤去を行うことを条件に付することとする。

3 第1項ただし書の承認を得ずに支援施設を模様替えし、又は増築したときは、試験入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(支援施設の検査)

第20条 試験入居者は、支援施設を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届けて、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 試験入居者は、前項の検査のときまでに試験入居者の費用で、支援施設を原状に回復しなければならない。

(支援施設の明渡し)

第21条 試験入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援施設を明け渡さなければならない。

(1) 第5条第1号により入居資格が消滅したとき。

(2) 第5条第2号により入居資格が消滅したとき。

(3) 第5条第3号から第5号により入居資格が消滅したとき。

(4) 支援施設を故意又は重大な過失によりき損したとき。

(5) 第17条及び第18条の規定に違反したとき。

2 試験入居者は、前項第2号に該当するときは、認定新規就農者資格終了通知書(別記第5号様式)に記載された発行年月日の翌日から起算して3月以内に支援施設を明け渡さなければならない。

3 試験入居者は、第1項第3号から第5号までのいずれかに該当するときは、1月以内に支援施設を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項第1号に規定する入居資格が終了する旨の通知を、支援施設を明け渡

す日の6月前までに当該試験入居者に行わなければならない。

(一時利用の利用許可)

第22条 支援施設の一時利用をしようとする者は、南房総市三芳新規就農支援施設一時利用申込書(別記第10号様式)を提出して、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可につき、支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(立入検査)

第23条 市長は、支援施設の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ指定した職員に支援施設を検査させ、又は現に使用している者に対し適当な指示を与えることができる。

2 前項の検査において、現に使用している支援施設に立ち入るときは、あらかじめ当該使用者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を証明する証票を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三芳村新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成13年三芳村規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第20号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月20日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第25号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成29年9月13日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月27日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に第2条に規定する申請書を提出したものについて適用し、同日前に申請書を提出したものについては、なお従前の例による。